



島根県報

令和8年4月24日（金）

第 7 1 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく 指定地方公共機関の指定	（防災危機管理課）	2
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく指定地方公共機関の指定	（ 〃 ）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（3件）	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ 〃 ）	6
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	6
公有水面埋立免許の出願	（港 湾 空 港 課）	6

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	（農 業 経 営 課）	8
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	9

【特定調達公告】

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	10
島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	10
島根県立中央病院における放射線治療システム調達及びメンテナンス業務の委 託に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	11
運転免許証等作成用消耗品の購入に係る随意契約の相手方等	（警 察 本 部）	11

告 示**島根県告示第287号**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定した法人の名称
松江エナジープラス株式会社
- 2 指定日
令和8年4月1日

島根県告示第288号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第8号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定した法人の名称
松江エナジープラス株式会社
- 2 指定日
令和8年4月1日

島根県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
町立奥出雲病院附属横田診療所	仁多郡奥出雲町横田1063番地1	令和8年4月1日
サンキ・ウエルビィ看護小規模多機能センター出雲	出雲市大社町北荒木1313	令和7年12月1日
斐川かんび薬局	出雲市斐川町神氷2794-1	令和8年4月1日

島根県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

揖屋干拓地土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

久保田耕司 松江市北田町132-6
諏訪 成治 松江市山代町717
古藤 栄 松江市大海崎町339
福島 茂 松江市東出雲町下意東1550-1
角 清利 松江市竹矢町828-1
門脇 晴彦 松江市八束町入江1050-7
小室 正夫 松江市東出雲町揖屋2413
池原 真樹 松江市春日町148-1

監事

錦織 吉正 松江市東出雲町出雲郷1704
松本 滝美 松江市古志原2丁目2番50号
安部 広 松江市八束町寺津148
上野 克次 松江市大井町412

2 就任年月日

令和8年3月26日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

久保田耕司 松江市北田町132-6
森本 明弘 松江市東出雲町須田508-14
諏訪 成治 松江市山代町717
橋 俊成 松江市八束町入江265
角 清利 松江市竹矢町828-1
福島 茂 松江市東出雲町下意東1550-1
古藤 栄 松江市大海崎町339
池原 真樹 松江市春日町148-1

監事

錦織 吉正 松江市東出雲町出雲郷1704
須山 幸雄 松江市八雲町西岩坂370
三浦 広志 松江市矢田町550-12
上野 克次 松江市大井町412

島根県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 武夫 安来市清井町632番地
岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地
佐々木吉茂 安来市伯太町西母里1377番地
堀江 茂之 安来市広瀬町西比田509番地 6
野坂 赴 安来市安来町485番地
内田 修次 安来市赤江町1435番地
廣野 直行 安来市切川町1055番地
金山 昇 安来市荒島町1102番地
永塚 知芳 安来市飯梨町202番地 3
佐伯 克己 安来市赤崎町534番地 1
三徳 伸吉 安来市大塚町261番地
岩崎 勉 安来市島田町1775番地
池田 功一 安来市広瀬町下山佐385番地 1
石原 章弘 安来市広瀬町西谷735番地
小松原克己 安来市伯太町安田1881番地
塩見 秀雄 安来市伯太町峠之内712番地
細田 昇 安来市伯太町赤屋389番地 1
池田 佳奈 安来市赤江町762番地
庄司美佐子 安来市広瀬町東比田3048番地 1
西村 和代 安来市伯太町東母里271番地

監事

永井 功輝 安来市広瀬町東比田335番地 3
小松原 昌 安来市伯太町母里391番地
池田 周一 安来市田頼町615番地
勝部 聡子 松江市下東川津町214番地12

2 就任年月日

令和8年4月1日

3 退任した役員の名及び住所

理事

田中 武夫 安来市清井町632番地
岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地
佐々木吉茂 安来市伯太町西母里1377番地
永田 正満 安来市赤江町557番地
野坂 赴 安来市安来町485番地
廣野 直行 安来市切川町1055番地
金山 昇 安来市荒島町1102番地
永塚 知芳 安来市飯梨町202番地 3
佐伯 克己 安来市赤崎町534番地 1
三徳 伸吉 安来市大塚町261番地
岩崎 勉 安来市島田町1775番地
池田 功一 安来市広瀬町下山佐385番地 1

堀江 茂之 安来市広瀬町西比田509番地 6
野島 忠昭 安来市広瀬町布部1867番地
船越 健記 安来市伯太町安田中486番地
塩見 秀雄 安来市伯太町峠之内712番地
細田 昇 安来市伯太町赤屋389番地 1
池田 佳奈 安来市赤江町762番地
石田 優美 安来市広瀬町下山佐1075番地
西村 和代 安来市伯太町東母里271番地

監事

永井 功輝 安来市広瀬町東比田335番地 3
岩見 良 安来市伯太町上十年畑596番地
内田 修次 安来市赤江町1435番地
勝部 聡子 松江市下東川津町214番地12

島根県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

隠岐の島町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647
松森喜代治 隠岐郡隠岐の島町城北町212
金阪 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方870
有限会社横地建設 代表取締役 長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村414-5
勝部 聡史 隠岐郡隠岐の島町有木クラミロ46-9
齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308
吉田 正 隠岐郡隠岐の島町南方541
栗山 大樹 隠岐郡隠岐の島町原田1174-1
村上 淳一 隠岐郡隠岐の島町下西839
平田 修 隠岐郡隠岐の島町元屋185
阿賀 理佳 隠岐郡隠岐の島町北方1428-3

監事

山崎 泰郎 隠岐郡隠岐の島町都万3389
中西 和志 隠岐郡隠岐の島町北方1356
齋藤 章広 隠岐郡隠岐の島町原田1775-1
河北 尚夫 隠岐郡隠岐の島町下西861-1

2 就任年月日

令和8年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647
松森喜代治 隠岐郡隠岐の島町城北町212
金阪 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方870
有限会社横地建設 代表取締役 長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村414-2
勝部 聡史 隠岐郡隠岐の島町有木クラミロ51-2
齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308
眞野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624
吉田 正 隠岐郡隠岐の島町南方541
長田 好人 隠岐郡隠岐の島町中村213-2
崎 文夫 隠岐郡隠岐の島町上西津戸畑40

監事

山崎 泰郎 隠岐郡隠岐の島町都万3389
中西 和志 隠岐郡隠岐の島町北方1356
小林 和明 隠岐郡隠岐の島町中村296
佐々木千明 隠岐郡隠岐の島町原田2007

島根県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市湖陵町土地改良区の定款変更を令和8年4月15日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市上府町イ2196-9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第295号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸山 達也

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 丸山 達也

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県出雲市河下町83番1、83番2、83番3、111番3及び111番4の地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と40の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院三等三角点「蛸ノ原」（北緯35度26分28.5012秒、東経132度44分58.9907秒。以下「原点」という。）から353度34分37秒、948.25メートルの地点

2の地点 1の地点から19度41分21秒、6.98メートルの地点

3の地点 2の地点から20度07分56秒、10.00メートルの地点

4の地点 3の地点から20度06分35秒、10.04メートルの地点

5の地点 4の地点から20度10分01秒、10.11メートルの地点

6の地点 5の地点から19度59分50秒、10.07メートルの地点

7の地点 6の地点から19度54分43秒、10.23メートルの地点

8の地点 7の地点から19度57分29秒、9.96メートルの地点

9の地点 8の地点から20度07分45秒、9.99メートルの地点

10の地点 9の地点から19度54分44秒、1.73メートルの地点

11の地点 10の地点から113度11分38秒、162.26メートルの地点

12の地点 11の地点から204度12分44秒、14.13メートルの地点

13の地点 12の地点から203度18分51秒、13.14メートルの地点

14の地点 13の地点から203度29分46秒、13.20メートルの地点

15の地点 14の地点から203度37分24秒、13.13メートルの地点

16の地点 15の地点から203度53分56秒、10.05メートルの地点

17の地点 16の地点から204度07分11秒、7.10メートルの地点

18の地点 17の地点から203度40分33秒、7.17メートルの地点

19の地点 18の地点から294度12分47秒、3.36メートルの地点

20の地点 19の地点から204度08分36秒、0.53メートルの地点

21の地点 20の地点から222度51分28秒、0.08メートルの地点

22の地点 21の地点から294度11分14秒、17.07メートルの地点

23の地点 22の地点から292度44分42秒、15.66メートルの地点

24の地点 23の地点から291度06分25秒、1.37メートルの地点

25の地点 24の地点から202度46分37秒、0.05メートルの地点

26の地点 25の地点から294度20分36秒、0.80メートルの地点

27の地点 26の地点から22度17分25秒、0.03メートルの地点

28の地点 27の地点から293度20分17秒、2.65メートルの地点

29の地点 28の地点から293度33分41秒、3.52メートルの地点

30の地点 29の地点から292度58分19秒、8.04メートルの地点

- 31の地点 30の地点から293度15分20秒、15.96メートルの地点
32の地点 31の地点から293度24分56秒、10.64メートルの地点
33の地点 32の地点から293度13分05秒、9.33メートルの地点
34の地点 33の地点から293度36分17秒、15.19メートルの地点
35の地点 34の地点から293度11分19秒、10.65メートルの地点
36の地点 35の地点から292度42分34秒、5.21メートルの地点
37の地点 36の地点から293度03分29秒、6.78メートルの地点
38の地点 37の地点から292度43分56秒、13.54メートルの地点
39の地点 38の地点から292度22分14秒、9.07メートルの地点
40の地点 39の地点から288度26分06秒、0.78メートルの地点

ウ 面積

12,505.05平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県出雲市河下町83番1、83番2、83番3、111番3及び111番4の地内並びに地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とケの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 原点から351度13分25秒、1,064.86メートルの地点
イの地点 アの地点から23度11分38秒、150.00メートルの地点
ウの地点 イの地点から113度11分38秒、310.00メートルの地点
エの地点 ウの地点から203度11分38秒、180.00メートルの地点
オの地点 エの地点から293度11分38秒、50.38メートルの地点
カの地点 オの地点から203度15分37秒、70.20メートルの地点
キの地点 カの地点から293度11分38秒、180.80メートルの地点
クの地点 キの地点から23度11分38秒、70.20メートルの地点
ケの地点 クの地点から293度11分38秒、78.73メートルの地点

ウ 面積

68,495.02平方メートル

3 埋立地の用途

埠頭用地（エプロン、野積場及び道路）

4 出願の年月日

令和8年4月6日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、出雲県土整備事務所及び出雲市役所

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安来市飯生町371番2	田	433
安来市飯生町371番6	田	85
安来市赤崎町189番2	田	7,000
安来市赤崎町210番2	田	2,400
安来市赤崎町729番2	田	3,490
安来市赤崎町943番3	田	969
安来市赤崎町964番1	田	379
安来市赤崎町964番3	田	377
安来市赤崎町964番5	田	263
安来市飯生町108番5	田	200
安来市飯生町325番4	田	2,691
安来市飯生町325番5	田	1,899
安来市利弘町733番4	田	932

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年7月1日	権利の始期から令和17年12月31日まで	494,154

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年5月8日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月25日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和7年4月24日から令和8年3月25日まで
- 3 作業地域
鹿足郡吉賀町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規定第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83条）第9条の規定により公告する。

令和8年4月24日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 件名及び数量
島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年2月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平ビルサービス株式会社 代表取締役 狩野 伸彌 島根県松江市雑賀町201番地
- 5 随意契約に係る契約金額
898,048,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規定第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83条）第9条の規定により公告する。

令和8年4月24日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 件名及び数量
島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

- 3 落札者を決定した日
令和8年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
アースサポート株式会社 代表取締役 尾崎 俊也 島根県松江市八幡町882番地2
- 5 落札金額
170,633,430円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和8年2月6日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年4月24日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 件名及び数量
放射線治療システム調達及びメンテナンス業務の委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社たけびし 取締役社長 岡垣 浩志 京都府京都市右京区西京極豆田町29
- 5 落札金額
1,067,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和8年2月6日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年4月24日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

- 1 件名及び数量
運転免許証等作成用消耗品

- (1) IC運転免許証基体カード 111箱
 - (2) 運転経歴証明書基体カード 5箱
 - (3) インクリボン 50箱
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 佐々木 俊彦 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) IC運転免許証基体カード 493,200円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
 - (2) 運転経歴証明書基体カード 150,600円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
 - (3) インクリボン 140,000円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。